

光熱費高騰の今! 省エネ住宅で こんなにお得!

家の断熱性能を高めることで、月々の光熱費を安く抑えることができます。これまでの住宅と比較して、**年間約12.4万円の光熱費削減、20年間で約248万円にもなります。**

- ※「なるほど省エネ住宅」(発行：(一社)住宅生産団体連合会)を参考に作成
- ※太陽光発電による売電は含みません。
- ※各数値はシミュレーション用に試算したもので、実際の光熱費を保証するものではありません。
- ※建築地は、地域区分6(近江八幡市等が該当)を想定



快適な住まいで、地球にやさしいライフスタイルを!

スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金

募集期間

令和5年6月1日～令和6年2月16日

※1月31日までに設置完了されたものに限る。

補助の対象設備 太陽光発電システム、蓄電池、高効率給湯器、断熱改修(壁・窓等、窓のみ)、太陽熱利用システム、V2H、高効率空調設備、高機能換気設備、高効率照明機器 ※個人用既存住宅が対象です。

補助金申請の流れ



※支払完了後60日以内(もしくは令和6年2月16日のいずれか早い日)までに申請書を提出してください。

スケジュール



太陽光発電システムの導入や断熱改修を進め、快適で家計にやさしく地球にもやさしい暮らしの脱炭素を始めましょう!

新しい補助制度が始まります!

例えば断熱改修で最大120万円!

県内太陽光発電システム(10kw未満)導入状況



※固定価格買取制度都道府県別認定導入量を参考に作成(経済産業省資源エネルギー庁)

お問い合わせ先

公益財団法人
淡海環境保全財団
(滋賀県地球温暖化防止活動推進センター)

〒525-0066 滋賀県草津市矢橋町字帰帆2108番地 TEL: 077-569-5301
補助制度の詳細、申請様式は淡海環境保全財団HPに掲載しています。
[<https://www.ohmi.or.jp/ondanka/subsidy/r05smart-life/>]



この印刷物は、E3PAのゴールドプラス基準に適合した地球環境にやさしい印刷方法で作られています。E3PA:環境保護印刷推進協議会 <http://www.e3pa.com>



この印刷物は、環境に配慮したインクで印刷しています



公益財団法人 淡海環境保全財団

(滋賀県地球温暖化防止活動推進センター)

補助金の対象事業を拡充しました! この機会に、お家のスマート化に取り組んでみませんか?

個人用既存住宅において、対象設備を設置する事業が対象です。新築住宅は対象外です。

※主な要件は下記のとおりですが、記載している要件は一部です。必ず、補助金交付要綱および補助金申請の手引きをご確認ください。

[財団HP] <https://www.ohmi.or.jp/ondanka/subsidy/r05smart-life/>



(1) 住宅用太陽光発電システム



- ① FIT(固定価格買取制度)の事業計画認定を受ける場合(別に下記の補助要件あり)

定額 **4万円**

- ア FIT制度およびFIP制度の事業計画認定を受けない場合

上限 **30万円**

(7万円/kw)

(2) 高効率給湯器(エネファーム)



- ② 燃料電池普及促進協会が登録した機器を設置する場合(別に下記の補助要件あり)

定額 **6万円**

- イ ②の設備要件に加え、従来の給湯器に対して30%以上の省CO₂効果が得られる機器を設置する場合

上限 **30万円**

(対象経費の1/2以内)

(3) 高効率給湯器(エコキュート等、エコジョーズ、エコフィール、ハイブリッド給湯器)



- ③ 年間給湯保温効率等が一定以上の機器を設置する場合(別に下記の補助要件あり)

定額 **2万円**

- ウ ③の設備要件に加え、従来の給湯器に対して30%以上の省CO₂効果が得られる機器を設置する場合

上限 **10万円**

(対象経費の1/2以内)

(4) 家庭用蓄電池



- ④ 太陽光発電システムと接続し、発電する電力を充放電でき、JIS規格または電池工業会の規格に準ずる機器を設置する場合(別に下記の補助要件あり)

定額 **5万円**

- エ ④の設備要件に加え、ア「住宅用太陽光発電システム」と同時に設置する場合

上限 **30万円**もしくは**15.5万円/kw×1/3**

(蓄電池価格の1/3以内)

(5) 断熱設備



- ⑤ 窓のみ断熱改修を行う場合

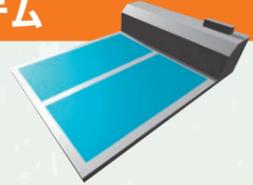
定額 **2万円**

- オ 高性能建材(ガラス、窓、断熱材、玄関ドア)用いて断熱改修を行う場合(専用住宅のみ)

上限 **120万円**

(対象経費の1/3以内)

(6) 太陽熱利用システム



- ⑥ JIS規格に準拠しているものまたは一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)に認定された機器を設置する場合(別に下記の補助要件あり)

定額 **2万円**

(7) V2H



- ⑦ 太陽光発電システムと常時接続し、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、住宅の電力として使用するための必要な機能を有している機器を設置する場合(別に下記の補助要件あり)

定額 **4万円**

(8) 高効率空調設備



- カ 従来の空調機器に対して30%以上の省CO₂効果が得られる機器を設置する場合

上限 **5万円**

(対象経費の1/2以内)

(上記ア〜ウ、オのいずれか事業とあわせて行うこと)

(9) 高機能換気設備



- キ 以下の要件を満たす機器を設置する場合

上限 **5万円**

(対象経費の1/2以内)

- 全熱交換器(JIS B 8628に規定されるもの)である
- 必要換気量(1人当たり毎時 30m³以上)を確保している
- 熱交換率 40%以上(JIS B 8639で規定)である

(上記ア〜ウ、オのいずれか事業とあわせて行うこと)

(10) 高効率照明機器

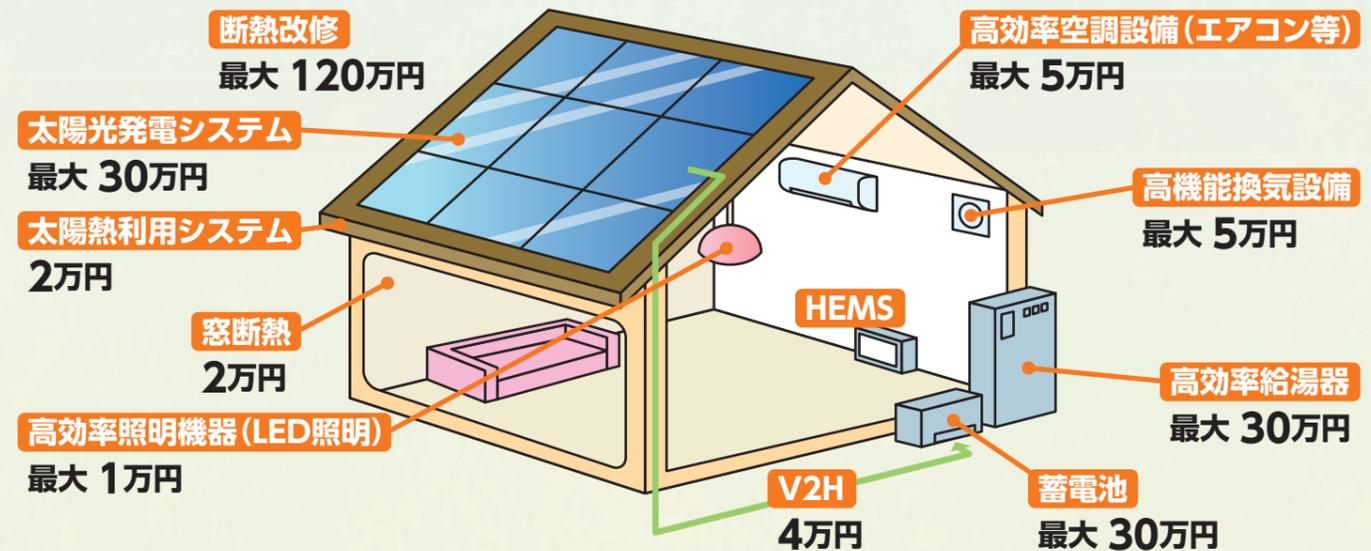


- ク 調光制御機能を有するLEDに限る

上限 **1万円**

(対象経費の1/2以内)

(上記ア〜ウ、オのいずれか事業とあわせて行うこと)



一般的要件

※記載している要件は一部です。必ず補助金交付要綱および補助金申請の手引きをご確認ください。

補助対象事業

- 個人用既存住宅において、対象設備を設置する事業が対象です。新築住宅は対象外です。
- 設置施工者が滋賀県内事業者(購入は県外でも可)であること。
- ①〜⑦の事業とア〜ウの事業の併用、またがったの同時申請はできません。
- ①〜⑦の事業は他の補助金と併用できますが、ア〜ウの事業は国庫を財源とする他の補助金との併用はできません。

補助対象事業者

- 建物が県内に所在し、住居として自ら居住している方。
- 滋賀県税に未納がない方。
- 過去に、今年度申請する設備と同一区分の設備の補助を受けていない方。

補助対象経費

- 対象設備の設置に要した費用で、設備本体費用および設置工事費用の合計。
- 消費税は含まず。

補助要件

- ① : 併せてHEMS(2万円以上)購入または他の対象設備の設置が必要。
- ②、③、⑥ : 太陽光発電を併せて設置するか既に備えている。停電時に単独で設備の機能を利用できる。太陽光発電は停電時でも給電を継続できる。
- ④、⑦ : 太陽光発電を併せて設置するか既に備えている。